

計

単位：集落営農

全国農業地域 ・福井県	2005					2010					2015	
	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
全 国 (1)	10,063	10,481	12,095	13,062	13,436	13,577	14,643	14,742	14,634	14,717	14,853	
福 井 (30)	476	481	516	530	530	519	558	569	580	588	599	
うち法人	52	61	90	105	120	122	129	146	157	166	183	

注1：平成18年以前は5月1日現在、それ以降は2月1日現在の結果である。

2020					2025					
28	29	30	31	令和2	3	4	5	6	7	
15,134	15,136	15,111	14,949	14,832	14,505	14,365	14,216	14,005	13,952	
597	596	585	580	603	592	581	575	562	560	
206	220	232	239	262	267	268	272	268	270	

集 落 営 農

(1) 本調査における集落営農とは、「集落」を単位として(注1)農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意(注2)の下に実施される営農(農業用機械の所有のみを共同で行う取組(注3)及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組(注4)を除く。)をいう。

(注1)「集落」を単位としてなお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内のおおむね過半の農家に参加している場合はこれを含む。また、大規模な集落の場合で、集落内に「組(くみ)」等、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落の単位とする

(注2) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意

(注4) 栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組 集落内の品種の統一等の栽培協定又は集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うものをいう。